

芦屋市住みよいまちづくり条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 特定建築物 次に掲げる建築物をいう。この場合において、同一建築主（建築を引き継いだ者を含む。）が隣接する敷地で建築物の建築を行うとき及び複数の建築主が共同で建築物の建築を行うときは、建築計画全体を対象とする。</p> <p>ア 開発区域の面積が500平方メートル以上の土地に建築する建築物（規則で定めるものを除く。）</p> <p>イ 戸数（集合住宅の一部に住戸専有床面積が30平方メートル未満の住戸（以下「単身者用住戸」という。）が含まれる場合の当該単身者用住戸の戸数は、その3分の1の数を戸数とする。）が5以上の集合住宅及びこれに準ずるものとして規則で定めるもの</p> <p>ウ 戸数が13以上の単身者共同住宅</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）で延べ床面積が500平方メートル以上のもの及び営業活動又は事業活動に係る床面積が200平方メートル以上のもの（規則で定めるものを除く。）</p> <p>オ <u>自動車の駐車のために供する部分の面積が200平方メートル以上の機械式駐車装置のうち確認申請等を要するもの（建築物に附属</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) 特定建築物 次に掲げる建築物をいう。この場合において、同一建築主（建築を引き継いだ者を含む。）が隣接する敷地で建築物の建築を行うとき及び複数の建築主が共同で建築物の建築を行うときは、建築計画全体を対象とする。</p> <p>ア 開発区域の面積が500平方メートル以上の土地に建築する建築物（規則で定めるものを除く。）</p> <p>イ 戸数（集合住宅の一部に住戸専有床面積が30平方メートル未満の住戸（以下「単身者用住戸」という。）が含まれる場合の当該単身者用住戸の戸数は、その3分の1の数を戸数とする。）が5以上の集合住宅及びこれに準ずるものとして規則で定めるもの</p> <p>ウ 戸数が13以上の単身者共同住宅</p> <p>エ 住宅以外の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）で延べ床面積が500平方メートル以上のもの及び営業活動又は事業活動に係る床面積が200平方メートル以上のもの（規則で定めるものを除く。）</p> <p>オ <u>開発区域面積が500平方メートル以上の土地に建築する立体駐車施設で確認申請等を必要とするもの</u></p>

改正案	現 行
<p>するものを除く。)</p> <p>(13)・(14) (省略)</p> <p>(15) <u>機械式駐車装置 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。</u></p> <p>(16) 外壁の後退距離 建築物の外壁(出窓、外部階段、バルコニー等の部分を含む。)又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離をいう。</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(まちづくり協定の認定等)</p> <p>第21条の2 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、その旨を告示し、まちづくり協定書を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。</p> <p>4 地区住民等は、前項の告示の日の翌日から起算して2週間以内に、市長に対し、まちづくり協定に関する意見書を提出することができる。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>8 市長は、<u>第4項</u>の意見書及び前項の見解書の内容等を考慮し、まちづくり協定の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、まちづくり協定を認定しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>9～13 (省略)</p>	<p>(13)・(14) (省略)</p> <p>(15) <u>立体駐車施設 多段の昇降式又は昇降横行式の工作物駐車施設</u>をいう。</p> <p>(16) 外壁の後退距離 建築物若しくは<u>立体駐車施設</u>の外壁(出窓、外部階段、バルコニー等の部分を含む。)又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離をいう。</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(まちづくり協定の認定等)</p> <p>第21条の2 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、その旨を告示し、まちづくり協定書を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。</p> <p>4 地区住民等は、前項の告示の日の翌日から起算して2週間以内に、市長に対し、まちづくり協定に関する意見書を提出することができる。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>8 市長は、<u>第3項</u>の意見書及び前項の見解書の内容等を考慮し、まちづくり協定の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、まちづくり協定を認定しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>9～13 (省略)</p>

集合住宅又は単身者共同住宅における自動車の駐車施設の設置基準の改正

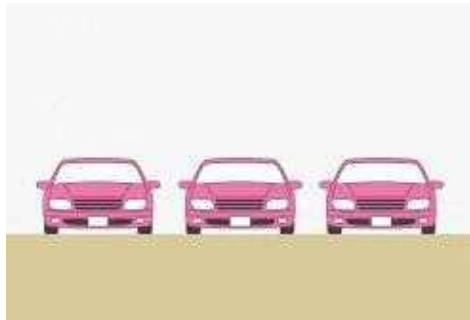
<芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則で定めている設置基準>

区分	101戸以上	集合住宅		単身者共同住宅	
		5戸～100戸	5戸未満	13戸～100戸	13戸未満
設置台数	1戸に1台以上及び外来者用	5戸に4台以上及び外来者用	2戸に1台以上	3戸に2台以上及び外来者用	3戸に1台以上

<設置基準の改正の内容>

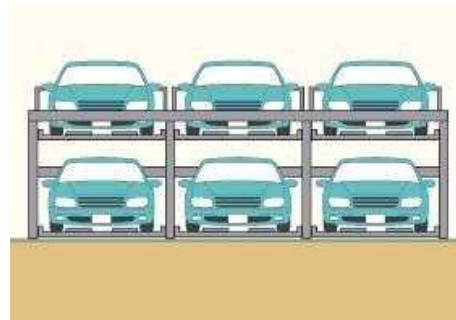
- 1 設置台数の算定においては、機械式駐車装置を用いない駐車施設については、現に設置する1台を2台とみなすことができることとする。ただし、外来者用の駐車施設及び緩和規定により敷地外に設ける駐車施設の設置台数の算定においては、この限りでない。

【改正案】



《7戸の集合住宅の場合》
 必要設置台数：7戸×4/5=5.6台→6台
 平置き駐車場の場合は、実際に設置する1台を2台とみなし、3台×2=6台として、必要設置台数を満たしているものとする。

【現行】



《7戸の集合住宅の場合》
 必要設置台数：7戸×4/5=5.6台→6台
 駐車施設の種別に関係なく、実際に6台確保する必要がある。

- 2 既存の集合住宅等のうち、長期にわたって使用されていない機械式駐車装置については、その一部の廃止を認めることとし、当該集合住宅等が住戸の増加及び用途の変更を伴わない増築を行うときは、駐車施設の設置基準の規定は適用しないこととする。